

第1章 新規性喪失の例外期間の延長

I. 特許の新規性喪失の例外期間の延長

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

特許法（昭和34年法律第121号）上、特許を受けるためには新規性が必要とされる（同法第29条第1項）ことから、特許出願前に公開されて新規性を失った発明は、原則として特許を受けることができない。しかし、この原則を厳格に貫くと、例えば特許を受ける権利を有する者の意に反して発明が公開されてしまった場合、当該発明については、特許を受けることができなくなるなど、かえって産業の発達に寄与するという特許法の趣旨に反する場合がある。そこで、同法第30条第1項及び第2項は、特許を受ける権利を有する者の意に反して（第三者による公表等）又は特許を受ける権利を有する者の行為（学会発表や博覧会出品等）に起因して発明の新規性が喪失された場合、6月以内に特許出願を行えば例外的に新規性が喪失しなかったものとみなす旨を規定している。これは、特許制度の知識に乏しい研究者や個人発明家・中小企業等が、法の不知や本人に帰責できない事由により、特許の要件たる発明の新規性を喪失した場合に、研究者等を救済する観点から、一定の救済期間（以下「グレース・ピリオド」という。）を設けるものである。

(2) 改正の必要性

第四次産業革命の進展に伴い、オープン・イノベーションによる共同研究や産学連携が活発化する中、本人以外の者による公開によって新規性を

喪失するリスクが高まっている。オープン・イノベーションの重要な担い手となる個人発明家・中小企業や大学研究者は、必ずしも特許制度に精通していないため、こうした者を適切に救済することで、発明を奨励することが求められている。

2. 改正の概要

特許法第30条第1項及び第2項が定めるグレース・ピリオドを「6月以内」から「1年以内」に改めることとした。

3. 改正条文の解説

◆特許法第30条

(発明の新規性の喪失の例外)

第三十条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3・4 (略)

(1) 特許を受ける権利を有する者の意に反して新規性を喪失した発明について（第1項）

特許を受ける権利を有する者の意に反して、第29条第1項各号のいずれかに該当するに至った発明について、従来はグレース・ピリオドを「6月以内」としていたが、今般の改正により「1年以内」に改めることとした。

(2) 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して新規性を喪失した発明について（第2項）

特許を受ける権利を有する者の行為に起因して、第29条第1項各号のいずれかに該当するに至った発明について、従来はグレース・ピリオドを「6月以内」としていたが、今般の改正により「1年以内」に改めることとした。

なお、特許法第30条は実用新案法（昭和34年法律第123号）に準用されているため、本改正により、考案のグレース・ピリオドについても「6月以内」から「1年以内」に改められることとなる。

4. 他法の関連改正

◆改正法附則第33条

（環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第三十三条 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定を削る。

附則第二条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「施行日」を「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」に、「新特許法」を「第二条の規定による改正後の特許法」に改め、同項を同条とする。

特許法におけるグレース・ピリオドの延長については、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号。以下「TPP担保法」という。）」によって、既に措置されていたものである。しかしながら、TPP担保法の施行期日は、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）が日本国について効力を生ずる日（TPP担保法附則第1条）とされていたところ、平成29年1月に米国がTPP協定からの離脱を宣言したことで、発効日が後倒しとなり、TPP担保法の施行日も予定よりも遅れることが見込まれていた。

上述の状況を受けて、グレース・ピリオドの延長については、可及的速やかにこれを措置すべく、不正競争防止法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）によって特許のグレース・ピリオドを1年以内に延長する改正を行った。これにより、改正法附則第33条にTPP担保法との調整規定を措置し、改正法によって特許のグレース・ピリオドを延長する際に、TPP担保法第2条の特許法第30条第1項及び第2項の改正規定（特許のグレース・ピリオドの延長）及びTPP担保法附則第2条第1項及び第2項の規定（特許のグレース・ピリオドの延長に関する経過措置）を削除することとした。

5. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して10日を経過した日から施行することとし（改正法附則第1条第2号）、平成30年6月9日に施行された。

(2) 経過措置

◆改正法附則第10条

(発明の新規性喪失の例外期間の延長に関する経過措置)

第十条 特許法第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った日が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）の六月前の日前である発明については、第三条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の特許法（附則第十六条において「第二号新特許法」という。）第三十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

本改正は、改正法の施行の日の6月前以降に特許法第29条第1項各号の事由（公知（第1号）、公然実施（第2号）、刊行物記載等（第3号））により新規性を喪失した発明について適用し、それ以前に当該事由によって新規性を喪失した発明については、改正前の特許法と同様、グレース・ピリオドを6月とすることとした。

よって、改正法附則第10条において、特許法第29条第1項各号のいずれかに該当するに至った日が、施行日の6月前より前である発明については、改正後の特許法第30条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による旨を規定している。

◆改正法附則第16条

(考案の新規性喪失の例外期間の延長に関する経過措置)

第十六条 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三条第一項各号のいずれかに該当するに至った日が、第二号施行日の六月前の日前である考案については、同法第十一条第一項において準用する第二号新特許法第三十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

特許法第30条は実用新案法の考案について準用されているため（同法第11条第1項）、考案のグレース・ピリオドに関する経過措置についても、特許と同様に措置することとした。

よって、改正法附則第16条において、実用新案法第3条第1項各号のいずれかに該当するに至った日が、施行日の6月前より前である考案については、同法第11条第1項において準用する改正後の特許法第30条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による旨を規定している。

II. 意匠の新規性喪失の例外期間の延長

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

意匠法（昭和34年法律第125号）上、意匠登録を受けるためには新規性が必要とされる（同法第3条第1項）ことから、意匠登録出願前に公開されて新規性を失った意匠は、原則として意匠登録を受けることができない。しかし、この原則を厳格に貫くと、例えば意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して意匠が公開されてしまった場合、当該意匠については、意匠登録を受けることができなくなるなど、かえって産業の発達に寄与するという意匠法の趣旨に反する場合もある。そこで、同法第4条第1項及び第2項は、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して（第三者による公表等）又は意匠登録を受ける権利を有する者の行為（カタログの頒布や展示会出品等）に起因して意匠の新規性が喪失された場合、6月以内に意匠登録出願を行えば例外的に新規性が喪失しなかったものとみなす旨を規定している。

意匠法第4条第1項は、意匠が、物品の外観であるためすぐに模倣され

るおそれがあり、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して出願前に公知になる機会が多いことに鑑み、当該事由により、意匠登録の要件たる意匠の新規性を喪失した場合に、例外的に公知意匠となるに至らなかったものとみなすものである。

また、同条第2項は、意匠が、試作品の展示、見本の頒布等によって売れ行きを確かめた後で初めて商品を市場に出すか否かを判断する場合があることに鑑み、本人の行為に起因して意匠の新規性を喪失した場合、デザイナー等の権利保護のため一定の救済期間を講ずるものである。

特に第2項は、意匠制度の知識に乏しいデザイナーや中小企業等においては、法の不知により自ら意匠を公開し、新規性を喪失する 경우가少なからずあることから、創作者の救済という点で大きな意義を有している。

(2) 改正の必要性

昨今、ベンチャー企業や個人クリエイターが、製品デザインをインターネット上で公開して出資者を募るクラウドファンディングの手法が拡大しており、この場合、一定期間内に出資額が目標額に達した場合に、商品を製造・販売することが通例である。また、企業がインターネット上で製品デザインを一般に募集し、応募されたデザインを公開して投票を呼びかけ、一定数の投票を獲得したデザインについて製品化を決定することも見受けられる。これらの場合のように、デザインを公開してから一定期間経過した後に製品化を行うビジネスモデルが拡大しつつある中、デザインの公表から製品化に至るまでに長期間を要した場合、意匠のグレース・ピリオドである6月を超過し、意匠登録を受けることができないおそれがある。

また、昨今のIoTの普及により、オープン・イノベーションによる共同研究や産学連携が活発化する反面、情報管理が困難となり、本人以外の者による公開によって意匠の新規性を喪失するリスクも高まっている。

さらに、諸外国における意匠のグレース・ピリオドは、米国、欧州、韓国及びシンガポールが1年であり、国際調和の観点からは、我が国の意匠

のグレース・ピリオドについても1年とすることが望ましい。

2. 改正の概要

上記の事情を踏まえて、意匠法第4条第1項及び第2項が定める意匠のグレース・ピリオドを「6月以内」から「1年以内」に改めることとした。

3. 改正条文の解説

◆意匠法第4条

(意匠の新規性の喪失の例外)

第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠は、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同条第一項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3・4 (略)

(1) 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して新規性を喪失した意匠について（第1項）

意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠について、従来、グレース・ピリオドを「6月以内」としていたが、今般の改正により「1年以内」に改めることとした。

(2) 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して新規性を喪失した意匠について（第2項）

意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠について、従来、グレース・ピリオドを「6月以内」としていたが、今般の改正により「1年以内」に改めることとした。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して10日を経過した日から施行することとし（改正法附則第1条第2号）、平成30年6月9日に施行された。

(2) 経過措置

◆改正法附則第12条

（意匠の新規性喪失の例外期間の延長に関する経過措置）

第十二条 意匠法第三条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至った日が、第二号施行日の六月前の日前である意匠については、第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の意匠法第四条第一項及び第二項の規定にかかわら

ず、なお従前の例による。

改正法の施行の日の6月前以降に意匠法第3条第1項第1号及び第2号の事由（公知（第1号）、刊行物記載等（第2号））により新規性を喪失した意匠について適用し、それ以前に当該事由によって新規性を喪失した意匠については、改正前の意匠法と同様、グレース・ピリオドを6月とすることとした。

よって、改正法附則第12条において、意匠法第3条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するに至った日が、施行日の6月前より前である意匠については、改正後の意匠法第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による旨を規定することとしている。